

<目次>

- 【1】ビジネスニュース速報
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー案内
- 【4】ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成、労務、知的財産、再生・承継等のビジネス分野で活動する京都総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月1回発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

当事務所 HP の新着情報には解決事例も随時更新していますので、こちらもチェックしてください。

<https://kyotosogo-law.com/>

労務トラブル特化サイトもご覧ください。

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

【1】ビジネスニュース速報

このコーナーは、日々の業務、商事法務、東京商工リサーチ等の情報から、弁護士野崎隆史が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

★新型コロナ関係★

京都府新型コロナウイルス感染症対策サイト

<https://kyoto.stopcovid19.jp/>

には各日のPCR検査実施数と陽性者数が公表されています。

検査実施日と陽性判明日が同じ日でない場合が多いと思われますので、あくまで参考ですが、陽性者数／検査実施数の割合とその日以降7日間の移動平均を出してみました。

対象日	検査実施数	陽性者数	割合	移動平均
1月25日	715	91	13%	-

1月24日	433	115	27%	-	
1月23日	828	121	15%	-	
1月22日	927	130	14%	-	
1月21日	1069	140	13%	-	
1月20日	1242	123	10%	-	
1月19日	1592	143	9%	12.7%	
1月18日	468	110	24%	13.4%	
1月17日	538	154	29%	13.8%	
1月16日	877	140	16%	14.0%	
1月15日	1560	120	8%	12.7%	
1月14日	1672	131	8%	11.6%	
1月13日	2660	145	5%	10.1%	※緊急事態宣言
1月12日	1259	108	9%	10.1%	
1月11日	386	142	37%	10.5%	
1月10日	458	146	32%	10.5%	
1月9日	986	126	13%	10.2%	
1月8日	1910	147	8%	10.1%	
1月7日	1606	143	9%	10.3%	
1月6日	1302	119	9%	11.8%	
1月5日	1537	102	7%	11.3%	
1月4日	755	76	10%	10.0%	
1月3日	407	89	22%	9.4%	
1月2日	342	83	24%	9.7%	
1月1日	543	103	19%	11.0%	
12月31日	668	109	16%	12.3%	
12月30日	944	96	10%	12.7%	
12月29日	1480	84	6%	12.5%	
12月28日	1384	59	4%	10.8%	
12月27日	880	94	11%	10.1%	
12月26日	1011	135	13%	9.8%	

参考までに先月号のメルマガでは、

11/20-11/26 4.3%
11/27-12/03 3.5%
12/04-12/11 7.6%
12/12-12/18 7.9%

12/19-12/25 7.5%

とお伝えさせていただきました。

11 月以降日を追うごとにコロナが猛威を振るっていることが数字からもはっきり見て取れます。

京都で緊急事態宣言が発令されたのは 1/13 ですが、移動平均のピークは緊急事態宣言後にありますね。

緊急事態宣言の効果が出るとすれば 1 月下旬以降ですが、体感では人の往来は減っていません。

来月どのようなご報告になるか。とにかく祈るばかりです。

◆最高裁判例◆

<遺言書>

令和 3 年 1 月 18 日、最高裁判所は、自筆遺言証書に真実遺言が成立した日と相違する日の日付が記載されているからといって同証書による遺言が無効となるものではないと判断しました。

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=89956

「民法 9 6 8 条 1 項が、自筆証書遺言の方式として、遺言の全文、日付及び氏名の自書並びに押印を要するとした趣旨は、遺言者の真意を確保すること等にあるところ、必要以上に遺言の方式を厳格に解するときは、かえって遺言者の真意の実現を阻害するおそれがある。」との判断が示されましたが、自筆証書遺言は方式を間違えると無効になるおそれがあります。

遺言書を作成する際は必ず弁護士にご相談ください。

◆労務◆

<労働者派遣>

X 社は A 社との間で事実上の労働者供給契約を締結し、労働者を受け入れ、その労働者を B 社に供給しました。

A 社からの労働者の受け入れは、職業安定法 44 条により禁止される労働者供給事業に、B 社への労働者の供給は同条に違反する労働者供給に当たるとして、労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令がなされました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11654000/000720852.pdf>

労働者の派遣は職業安定法や労働者派遣法に抵触する可能性があります。くれぐれもご注意ください。

<労働契約解消金>

厚生労働省 HP に「第 11 回解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会資料」がアップされました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16151.html

労働契約解消金について議論が重ねられており、引き続き注目です。

<問題社員>

問題社員にお悩みの経営者の皆様、「類型別問題社員対応セミナー」を開催します。

2月17日：ローパフォーマンス社員

3月9日：欠勤を続ける社員

4月22日：会社の指示に従わない社員・協調性を欠く社員

ぜひご参加ください。

<https://kyotosogo-law.com/post-3497/>

<情報漏洩>

「上場企業の個人情報漏えい・紛失事故」調査（2020年）が発表されました。

2020年に上場企業とその子会社で、個人情報の漏えい・紛失事故を公表したのは88社、事故件数は103件、漏えいした個人情報は2515万47人分に達しました。

調査を開始した2012年以降で、社数は2013年（87社）を上回り、最多となったようです。

個人情報の漏えい・紛失事故を起こした上場企業は、全上場企業（約3800社）の1割以上を占め、漏えい・紛失した可能性のある個人情報は累計1億1404万人分に達しました。

つまり、ほぼ日本の人口に匹敵する件数が漏えい・紛失したことになります。

https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20210115_01.html

2020年の情報漏えい・紛失事故103件のうち、理由として最も多かったのは「ウイルス感染・不正アクセス」の51件（構成比49.5%）で、約5割を占めています。

次いで、「誤表示・誤送信」が32件（同31.0%）で、メールの送信間違いなどの人為的ミスが中心です。

このほか、保管しておくべき必要書類や記録メディアを廃棄していたことが社内調査などで判明した「紛失・誤廃棄」が14件（同13.5%）と続きます。

新型コロナで広がった様々な働き方の変化により、IT化が加速しています。

それに伴い、これまで以上にセキュリティ対策や情報管理の体制づくりが重要課題として浮上しています。

情報セキュリティへの不安は「労務対策チーム」とともに払拭しましょう。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

労務トラブル特化サイトはこちら

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

◆知的財産◆

<放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化>

文化庁 HP に「文化審議会著作権分科会基本政策小委員会（第4回）」の資料がアップされました。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/kihonseisaku/r02_04/index.html

報告書案の概要は次のとおりです。

（1）権利制限規定の同時配信等への拡充【法改正】

・放送では許諾なしに著作物を自由に利用できることとなっている規定を、同時配信等に拡充。

（2）許諾推定規定の創設【法改正】

・放送番組での利用を認める契約の際、権利者が別途の意思表示をしていなければ、放送だけでなく同時配信等での利用も許諾したものと推定。

（3）同時配信等に係るレコード・レコード実演（被アクセス困難者（仮称））の報酬請求権化【法改正】

・レコード・レコード実演の同時配信等に関し、集中管理にがされておらず、個別の許諾を得るのに相当な手続コストを要する被アクセス困難者（仮称）の権利について報酬請求権化。

（4）リピート放送の同時配信等に係る映像実演（被アクセス困難者（仮称））の報酬請求権化【法改正】

・リピート放送の同時配信等に関し、映像実演の被アクセス困難者（仮称）の権利について、法律上、リピート放送の場合と同様、初回契約時に別段の定めがない限り、報酬請求権化。

（5）裁定制度の改善【法改正・政令改正等】

①協議不調の場合の裁定制度：同時配信等に当たっての協議が整わない場合にも活用可能とする。

②権利者不明の場合の裁定制度：民放についても一定の要件の下で補償金の事前供託を免除、「相当な努力」（広告掲載）の要件を緩和、申請手続を電子化、事務処理を迅速化。

<商標権、不正競争>

「ヒルドイド」を販売するマルホが健栄製薬が製造販売する「ヒルマイルド」の販売差し止めを求めて大阪地裁に仮処分を申し立てました。

マルホは「ヒルマイルド」が「ヒルドイド」の商標権の侵害及び不正競争防止法2条1項1号に定める不正競争行為に該当する」と主張しています。

この戦いは注目ですね。

知的財産権に関するご相談は、「知的財産チーム」が承ります。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

◆広告規制◆

<問題となった表示>

商品を身に着ければ、商品から発生するマイナスイオンの作用により、いつでもどこでも、様々な場面で、身の回りの空間の花粉、PM2.5などの浮遊物を除去し、空気を清浄にする効果が得られるかのように示す表示

<措置命令の内容>

優良誤認であることを一般消費者に周知徹底する（周知徹底の方法について予め消費者庁長官の承認を要する。）

再発防止策

同様の表示の禁止

周知徹底再発防止措置の消費者庁長官への報告

<理由>

問題となった表示の裏付けとなる合理的な根拠が示されなかった。

「※お使いの環境により誤差が生じますので、ご了承ください。」

「※実験データであり、実際の使用環境での性能を保証するものではありません、ご了承ください。」

「Q：タバコの煙や臭いを完全に消せますか？ A：完全に除去することはできません。」

との打消し表示も、一般消費者が受ける商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210115_01.pdf

<問題となった表示>

商品を身に着ければ、商品から発生するイオンの作用により、いつでもどこでも身の回りの空気を清浄にして、空気中に浮遊するウイルス、花粉、アレル物質、PM2.5、細菌等が人体に及ぼす影響を軽減する効果が得られるかのように示す表示

<措置命令の内容>

優良誤認であることを一般消費者に周知徹底する（周知徹底の方法について予め消費者庁長官の承認を要する。）

再発防止策

同様の表示の禁止

周知徹底再発防止措置の消費者庁長官への報告

<理由>

問題となった表示の裏付けとなる合理的な根拠が示されなかった。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210115_02.pdf

<問題となった表示>

商品を「200 円」、「95%OFF」等と表示し、本件商品 1 袋分だけを 200 円で購入可能であるかのように示す表示

<実際>

最低 3 回(合計 21 袋分)の購入継続が条件とされており、2 回目に 10 袋分、3 回目に 10 袋分 (21 袋分で 3 万 9100 円) を購入する必要がある。

「ご注文確認画面」では、商品 1 個を購入したことが表示されるにすぎず、定期購入の条件の記載は、その下の枠外に記載されるにすぎないため、消費者に 1 個だけを購入できるとの誤認を助長・強化している。

<結果>

京都消費者契約ネットワークからの申入れを受けて広告表示を削除。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_system_cms203_210106_05.pdf

<問題となった行為>

顧客の意に反して通信販売に係る売買契約の申込みをさせようとする行為

<措置命令の内容>

業務停止命令（3 か月）

<理由>

健康食品（ダイエットサプリメント）の通信販売において、最終確認画面上に解約の方法を表示せず、また、パソコンやスマートフォン等の操作が契約の申込みとなることを顧客が容易に認識できるように表示せず、申込みの内容を容易に確認し及び訂正できるようにしていなかった。

定期購入契約の申込みを完了させるボタンの下の表示より更に下の最終確認画面の最下部に、極めて小さくかつ目立たない色調で

「※初回を含め最低 5 回のお受け取りが条件です。※ 5 回（5 ヶ月）のお受け取りでの合計金額は総額 26,420 円（税別）となります。」

などと表示することにより画面上に販売条件等が記載されていることが容易に認識できないようにした。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms203_210114_01.pdf

景品表示法対応実務セミナーを4月13日に実施します。

「打消し表示・二重価格表示」や「インターネット上の懸賞企画」の違反事例の何が問題だったのかを法律の基本的な考え方から遡って徹底的に解説いたします。

ぜひご参加ください。

◆倒産情報◆

<帝国データバンク 倒産集計 2020年12月報>

<https://www.tdb.co.jp/tosan/syukei/2012.html>

- ・倒産件数は552件（前年同月比22.0%減）、12月としては2000年以降最少
- ・負債総額は1450億300万円（前年同月比9.2%減）、5カ月連続の前年同月比減少
- ・負債額最大の倒産は、(株)ダイヤモンド（新潟県、民事再生）の約577億9000万円
- ・業種別にみると、2カ月連続で全業種において前年同月を下回った。

製造業（70件、前年同月比16.7%減）は5カ月連続

卸売業（59件、同41.0%減）は6カ月連続の前年同月比減少

サービス業（136件、同20.9%減）

宿泊業（7件）が前年同月比75.0%増

- ・「不況型倒産」の合計は418件（前年同月比25.8%減）、構成比は75.7%
- ・負債5000万円未満の倒産は345件（前年同月比17.9%減）、構成比は62.5%
- ・9地域中8地域で前年同月を下回った
 - 北海道（6件、前年同月比64.7%減）※過去最少
 - 四国（4件、同77.8%減）※過去最少
 - 東北（24件、同25.0%減）は6カ月連続の前年同月比減少
 - 関東（231件、同10.8%減）は5カ月連続の前年同月比減少

<東京商工リサーチ 月次 全国企業倒産状況>

<https://www.tsr-net.co.jp/news/status/monthly/202012.html>

- ・件数は50年間で2番目の低水準、「新型コロナ」関連倒産は93件
- ・2020年12月度の全国企業倒産（負債額1,000万円以上）は、件数が558件（前年同月比20.7%減）、負債総額は1,385億1,800万円（同11.6%減）
- ・新型コロナ感染拡大に伴う政府・自治体、金融機関の支援策で、2020年7月から6カ月

連続で前年同月を下回った。

6 カ月以上の減少は 2015 年 4-11 月の 8 カ月連続以来、5 年 1 カ月ぶり。

12 月度では 1971 年以降の 50 年間で、1989 年（493 件）に次ぐ、2 番目の低水準。

・負債総額は、5 カ月連続で前年同月を下回った。

12 月としては 1971 年以降の 50 年間で、1978 年（1,366 億 200 万円）に次ぐ、9 番目の低水準。

負債 500 億円以上が 1 件（前年同月ゼロ）

同 10 億円以上が 14 件（同 16 件）

同 1 億円以上 5 億円未満が 100 件（同 145 件）

同 5 億円以上 10 億円未満が 12 件（同 13 件）

同 1 億円未満は 429 件（構成比 76.8%、前年同月 521 件）

小規模倒産を主体とした状況が続いている。

・12 月の「新型コロナウイルス」関連倒産は 93 件、2020 年 2 月以降の累計は 792 件

2020 年の居酒屋事業者の倒産件数（負債額 1 千万円以上）は前年比 17.4% 増の 189 件で過去最高となったようです。

新型コロナウイルスの感染拡大で外出が控えられ、自治体による営業時間の短縮要請や宴会を自粛する動きが広がったことが響いているようです。

https://www.sankei.com/economy/amp/210121/ecn2101210029-a.html?__twitter_impression=true

他方で、2020 年の「焼肉店」の倒産件数は全国で 14 件。前年比で 33.3% 減で、過去 10 年間でみると最少となったようです。

換気と一人焼肉の人気の影響していると考えられています。

<https://www.fnn.jp/articles/-/135187>

少しずつコロナ倒産が目立ってきました。

再生や倒産は「再生・破産対策チーム」にご相談ください。

経営者保証ガイドラインの利用により経営者の破産を回避した実績もあります。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

◆再生・承継◆

<補助金>

企業の思い切った事業再構築を支援する「中小企業等事業再構築促進事業」をご存知でしょ

うか。

新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等の事業再構築に意欲のある中小企業等を支援する事業です。

<https://mirasapo->

[plus.go.jp/information/11458/?utm_source=202101251644&utm_medium=mm&utm_campaign=realtime](https://mirasapo-plus.go.jp/information/11458/?utm_source=202101251644&utm_medium=mm&utm_campaign=realtime)

店舗改修、オンラインサービスのシステム構築費、社員教育・研修費用等幅広い経費に補助金の支給が受けられますので、積極的にご利用ください。

<事業承継事例紹介>

中小企業庁は、先代から受け継いだ既存の経営資源をベースに、後継者が新規事業、業態転換、新市場参入など、新たな事業領域へ展開したさまざまな事例を、若い世代に向けて発信するウェブサイト「〜ツギカタイロイロ〜継ギpedia（ツギペディア）」を開設しました。中小企業・小規模事業者の事業承継に寄与するべく、同族承継、第三者承継、社員承継などを経て、新たな事業領域へ展開した経営者の事例が発信されるようです。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2021/210120shoukei.html>

事業承継は経営者の重要なミッションです。

皆様にご提案できるよう私も随時チェックしてみたいと思います。

【2】当事務所のサービス案内

訴訟に強いのは当たり前。

京都総合法律事務所は、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

① リーガルサポート

従来の顧問契約のイメージから一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート

・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案

・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

<https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

② クレームガード

月額3万円から始められるクレームガード。

ライトプランでは、最も難しい悪質クレームか否かの判断を弁護士がサポートします。

スタンダードプランでは、担当者相談窓口を設置し、マニュアルもサポートします。

プラスプランでは、クレーム直接対応や研修もサポートします。

<https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

③ 契約書サポートプラン

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

スポット対応（1万5000円～）も可能ですので、お気軽にご相談ください。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

【3】セミナー案内

弁護士の専門性を活かしたセミナーを実施しています。

① 問題社員対応連続セミナー「ローパフォーマンス社員」

・日 時：2021年2月17日（水）14:00-15:00

・講 師：弁護士伊山正和

・会 場：京都ホテルオークラ

・概 要：ローパフォーマンス社員に焦点を絞り、類型別に問題社員対応のポイントや留意点を徹底解説します。

・参加費：3000円

<https://kyotosogo-law.com/post-3497/>

② 問題社員対応連続セミナー「欠勤を続ける社員」

・日 時：2021年3月9日（火）14:00-15:00

・講 師：弁護士伊山正和

・会 場：京都ホテルオークラ

・概 要：欠勤を続ける社員に焦点を絞り、類型別に問題社員対応のポイントや留意点を徹

底解説します。

・参加費：3000 円

<https://kyotosogo-law.com/post-3497/>

③ 問題社員対応連続セミナー「会社の指示に従わない社員・協調性を欠く社員」

・日 時：2021 年 4 月 22 日（木）14:00-15:00

・講 師：弁護士伊山正和

・会 場：京都ホテルオークラ

・概 要：会社の指示に従わない社員・協調性を欠く社員に絞り、類型別に問題社員対応のポイントや留意点を徹底解説します。

・参加費：3000 円

<https://kyotosogo-law.com/post-3497/>

④ 景品表示法対応実務セミナー

・日 時：2021 年 4 月 13 日（火）14:00-15:30

・講 師：弁護士野崎隆史

・会 場：京都ホテルオークラ

・概 要：最新の「打消し表示・二重価格表示」や「インターネット上の懸賞企画」の違反事例の何が問題だったのかを法律の基本的な考え方から遡って徹底的に解説いたします。

・参加費：3000 円

セミナーのお問い合わせ、お申し込みは…

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

【4】ニュースレター案内

News Letter vol.9 を発行しました。

・お客様は神様？クレーマーも神様？ (弁護士野崎隆史)

・同一労働同一賃金のポイントは「バランス待遇」(弁護士伊山正和)

・意匠法の改正について (弁護士拾井美香)

・新メンバーのご紹介 (弁護士竹内まい)

・年末の恒例行事 (編集委員)

添付の PDF をご覧ください。

バックナンバーは…

<https://kyotosogo-law.com/category/letter/>

【編集後記】

2021年1月号、いかがでしたでしょうか？

私も関わらせていただいているラグビーでは、関西大学リーグの決勝戦で私の母校（同志社）を粉砕した天理大学が関西勢36年ぶりの優勝。

関西ラグビーの決勝戦を見てかなり期待していましたが、期待を超える素晴らしい戦いでした。

コロナ禍を乗り越えた天理大学に拍手喝采です。

高校ラグビーでは京都成章高校が準優勝、U18女子セブンズも京都成章高校が優勝と京都のラグビー界に良い風が吹いています。

野球は田中将大選手が楽天に復帰する動きがあるようですね。

引き続き注目です。

世界に目を向けますと、1月6日のアメリカ国会議事堂襲撃事件は大きなショックでした。民主主義の模範であるはずのアメリカでそのような暴動が起きたことは残念でなりません。

そんな大事件もありましたが、大統領が無事交代し、ホワイトハウスの執務室も模様替えをしたようです。

掛けている肖像画も、先住民を激しく弾圧したことで知られるアンドリュー・ジャクソンから、ベンジャミン・フランクリンに変わりました。

ベンジャミン・フランクリンと言えば、避雷針などを発明したことで知られる科学者です（某ゲームの「フランクリンバッヂ」の由来です。）。

ここにバイデン大統領の科学への関心が表れていると言われていています。

確かに、12月20日の就任演説では、

「私たちの時代の大きな戦いのなかで、科学と希望の力を導くことを求めた。」

と述べていました。

就任演説の言葉では、

「分断させようとするのではなく、結束させる大統領になることを誓う。」

「立て直し、稲穂を刈り取り、種をまき、傷を癒やす時だ。」

「私は常に、米国を一言で定義できると信じてきた。「可能性」だ。」

という言葉が印象的でした。

そういえば、大統領執務室の押すとダイエット・コークが執務室に運ばれてくる赤いボタンは早々に撤去したそうです。

あるとつい押ししてしまいそうですもんね。さすがです。

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5 階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com